

地域包括ケアシステム推進委員会の取組について

地域包括ケアシステム推進委員会は『地域包括ケアシステム推進委員会設置要綱』に基づき、清須市地域包括ケアシステムの構築を目的として設置しており、令和3年度は次のとおり開催した。

1 清須市地域包括ケアシステム推進委員会について（要綱第1条）

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45に規定する地域支援事業を円滑に推進し、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を総合的かつ計画的に実施するために清須市地域包括ケアシステム推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(1) 推進委員会の協議内容（第2条）

- ・認知症施策の推進事業の取組に関すること。
- ・在宅医療・介護連携推進事業の取組に関すること。
- ・生活支援・介護予防の基盤整備の取組に関すること。
- ・地域ケア推進会議の取組に関すること。

(2) 推進委員の選任（第3条）

福祉団体の代表者、学識経験者、住民の代表者、医師、歯科医師、薬剤師、関係行政機関の職員、介護事業所の職員、地域ボランティア関係者の中で市長が選任する。

(3) 任期（第4条）

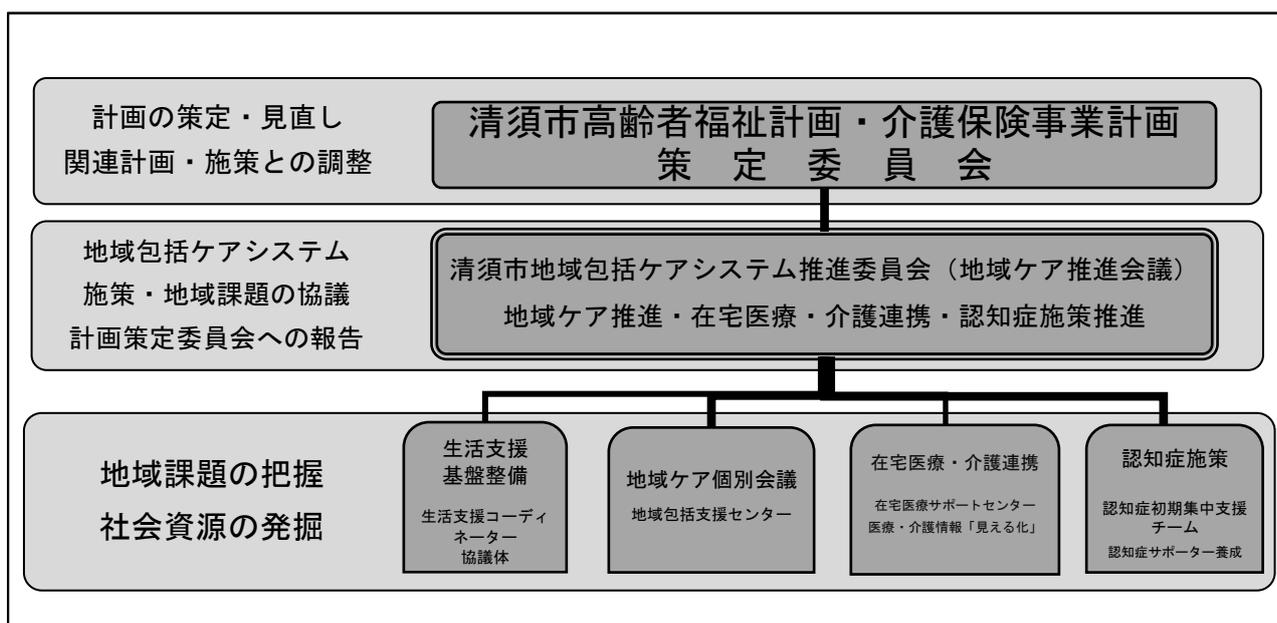
委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 委員長及び副委員長（第5条）

推進委員会に委員長及び副委員長1人を設置する。委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。議長は会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

2 清須市地域包括ケアシステム推進委員会の位置づけ

清須市では、「清須市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を推進委員会の上位計画と位置づけており、当該年度に開催された推進委員会の内容について報告します。



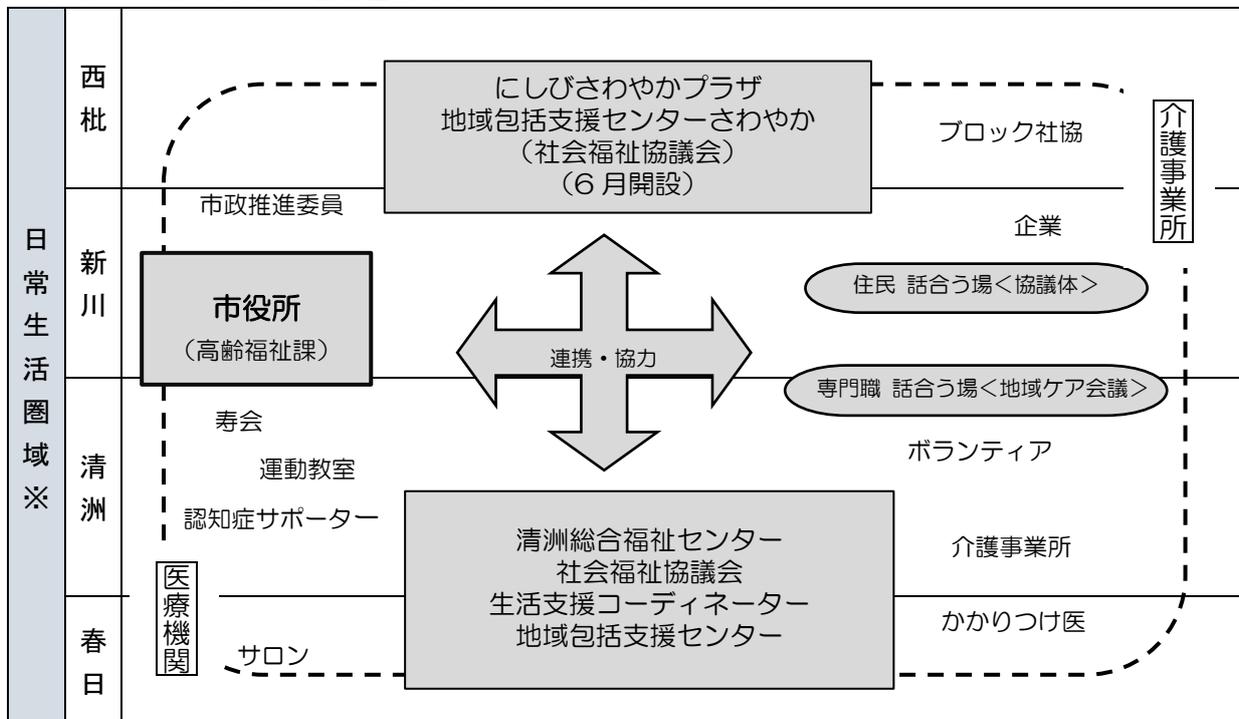
3 令和3年度清須市地域包括ケアシステム推進委員会の開催報告

推進委員会の開催は年度内に4回開催（予定）しており、以下の議題にて協議を行った。

○開催概要

開催日	議題	内容
令和3年 8月6日	地域包括ケアシステム推進委員会の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・推進委員会の取組を説明 ・令和3年度本市の高齢者施策を説明 ・高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画の説明
令和3年 10月22日	認知症施策の推進事業の取組	本市の認知症施策の取組状況を説明
令和3年 12月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携推進事業の取組 ・人生の最終段階にあり心肺蘇生を望まない心肺停止傷病者への救急隊の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携推進事業の取組状況を説明 ・人生の最終段階にあり心肺蘇生を望まない心肺停止傷病者への救急隊の基本的な活動ガイドラインの説明（西春日井消防）
令和4年 3月18日 書面会議	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援・介護予防の基盤整備の取組 ・地域ケア推進の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーター業務の実績報告（清須市社会福祉協議会） ・地域ケア個別会議（年5回）の開催報告 ・令和4年度本市の高齢者施策を説明

■令和4年度の清須市地域包括ケアシステムのイメージ図



※日常生活圏域は第1層—市内全域、第2層—西枇杷島、新川、清洲、春日の4圏域に区分